

国の責任で給付制奨学金の創設を 都道府県で大きな格差 全国の市区町村の 86 %で給付制なし

～都道府県別自治体奨学金 Map 作成にあたって～

2011 年 12 月 14 日 日本高等学校教職員組合

はじめに

現在、日本には国の制度としての給付制奨学金は存在しません。かつて日本育英会（現日本学生支援機構）が実施していた高校奨学金事業は、2005 年度（平成 17 年度）以降の入学から各都道府県に移管されました。それ故、すべての都道府県には奨学金制度がありますが、貸与制のみであり、給付制はありません（定時制・通信制の生徒には、卒業すれば返還免除の給付制奨学金あり）。

一部の都道府県では、交通遺児や母子家庭等を対象とした給付制奨学金はありますが、一般の経済的困窮者への給付制奨学金はありません。市区町村の多くも、それぞれの独自の奨学金制度を創設しており、一部の自治体では、給付制奨学金も実施されています。

日高教は、高校生の修学を保障するための資料を得るため、都道府県別の自治体奨学金 Map 作成にとりくみました（公立高校生向けの奨学金制度の有無を調査）。

調査時期 2011 年 10 月 15 日～12 月 6 日

調査方法 日高教傘下の各組織に依頼して調査。一部の都県は日高教本部で実施。
自治体のホームページや条例（例規集）で調査。

調査自治体 31 都道府県 1212 自治体 （※全国 47 都道府県 1742 自治体）

1. 自治体独自の給付制奨学金があるのは14%

今回調査した 31 都道府県 1212 自治体のうち、返還する必要のない給付制奨学金制度があるのが 168 自治体 (13.9 %)、貸与制奨学金のみの自治体が 569 自治体 (46.9 %)、自治体独自の奨学金制度がないのが 475 自治体 (39.2 %) という結果になっています。

【給付制奨学金がある自治体の多い府県】

		給付	貸与	なし
1	富山	53.3 %	33.3 %	13.3 %
2	神奈川	48.5 %	30.3 %	21.2 %
3	兵庫	46.3 %	29.3 %	24.4 %
4	京都	34.6 %	11.5 %	53.8 %
5	大阪	30.2 %	44.2 %	25.6 %
6	岐阜	23.8 %	21.4 %	54.8 %
7	山口	21.1 %	36.8 %	42.1 %

【給付制奨学金がある自治体が0の府県】

		給付	貸与	なし
1	島根	0 %	31.6 %	68.4 %
2	福井	0 %	35.3 %	64.7 %
3	新潟	0 %	56.7 %	43.3 %
4	佐賀	0 %	60.0 %	40.0 %
5	宮城	0 %	82.9 %	17.1 %
6	秋田	0 %	88.0 %	12.0 %
7	長崎	0 %	90.5 %	9.5 %

独自財源が豊かであるはずの 19 政令指定都市で、奨学金制度がない市が 2 つあります。

- ・給付制あり 8 市 (42.1 %)・・・札幌・千葉・川崎・横浜・京都・大阪・堺・神戸
- ・貸与制のみ 9 市 (47.4 %)・・・仙台・埼玉・相模原・新潟・静岡・浜松・岡山・北九州・福岡
- ・奨学金制度なし 2 市 (10.5 %)・・・名古屋・広島

また、東京 23 区では、給付制奨学金制度があるのは 1 区もありません。

2. 市区町村の給付制奨学金は減少傾向

都道府県別に見ると、最も高い富山(53.3%)の他、高い比率で給付制奨学金制度を設けている兵庫(46.3%)・京都(34.6%)・大阪(30.2%)などの近畿に対して、極めて低い宮城(0%)・秋田(0%)・青森(2.5%)などの東北各県と大きな差が生じています。

市区(政令市含む)と町村別に見ても、給付制奨学金があるのは市区の 19.7% に対して、町村では 8.5% でしかありません。

各自治体では、わずかな予算の中から給付制・貸与制の奨学金事業を実施していますが、人数や金額が限定されています。財源問題から「今年度から中止」「来年度は未定」などの実態も明らかになっています。

また、授業料不徴収制度の開始にともない、「授業料相当額」の給付制奨学金制度を廃止(佐賀市・藤沢市)・休止(西東京市)したり、減額している自治体もでてきます。

3. 都道府県、市区町村で大きな格差

今回の調査により、どこの都道府県、どこの市区町村に居住しているかで、高校生の奨学金制度に大きな格差が生じていることが明らかになりました。自治体によって高校生の教育条件に大きな差が生じるのは、高校生の修学を保障する上で重大な問題です。また、貸与制では返還滞納問題も生じています。学生への奨学金は返還不要の給付制が国際的な常識です。やはり、国の責任で給付制奨学金事業を創設し、それでも不足する家庭には自治体の奨学金事業でカバーする制度に変えていく必要があります。

4. 恒久的な給付制奨学金制度の創設を

宮城県において、東日本大震災で被災した生徒に対する給付制に極めて近い奨学金事業が創設されました。これは 2011 年度第 1 次補正予算で措置された「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を活用したのですが、単年度措置のため、来年度以降の実施は未定となっていました。第 3 次補正予算で、2014 年度まで 3 年間延長するための予算 189 億円が措置されました。今回の大震災は、阪神・淡路大震災を上回る大規模なものであり、長期にわたる支援が必要となっています。3 年間だけの時限措置としての臨時特例交付金という性格のものではなく、恒久的な制度としての給付制奨学金を創設する必要があります。

5. 国の責任で給付型奨学金事業の本予算化を

被災した生徒だけでなく、経済的に困窮している生徒は全国で増加しています。

2010 年度に就学援助制度の支給対象となった公立小中学校の児童生徒数は、前年度より 6 万人以上増加して過去最多の 155 万 1083 人(要保護者 14 万 7755 人、準要保護者 140 万 3328 人)になっています。1997 年に 6.6% だった就学援助受給率は 15.3% となり、子どもの貧困率 15.7% とほぼ同様の数値を示しています。就学援助受給者の 9 割は準要保護世帯の子どもたちです。これらの生徒は、高校に入学したら就学援助が受けられなくなり、ただちに教育費の支払いが困難になります。授業料の負担はなくなったものの、学校納付金の滞納率は高まっていることが日高教の「修学調査」でも明らかとなっています。

文部科学省が 3 年連続で概算要求で計上している高校生向けの給付型奨学金事業(102 億円)と大学生向けの給付型奨学金事業(147 億円)の本予算化とその拡充の必要性は明らかです。

以上